

柴田町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月4日

柴田町長 滝口 英

柴田町規則第18号

柴田町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
柴田町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年柴田町規則第6号）の
一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第14条関係）		別表第1（第14条関係）	
事由	期間	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)
(9) (略)	当該会計年度任用職員の任用開始月及び1週間当たりの勤務日数又は勤務時間に応じ、1の年の7月から10月までの期間内における、勤務時間が割り振られていない日を除いて、次に定める範囲内の期間 (表略)	(9) (略)	当該会計年度任用職員の任用開始月及び1週間当たりの勤務日数又は勤務時間に応じ、1の年の7月から9月までの期間内における、勤務時間が割り振られていない日を除いて、次に定める範囲内の期間 (表略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和8年6月15日から施行する。